

Title	FETÖ事件後のトルコ：宗務庁による公共秩序の防衛に関する一考察
Sub Title	A study on the diyanet's perspectives for public order after FETÖ incident in Turkey
Author	鈴木, 慶孝(Suzuki, Yoshitaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2021
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.128, (2021. 3) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20210315-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

FETÖ 事件後のトルコ

——宗務庁による公共秩序の防衛に関する一考察——

鈴木 慶 孝

- 一 はじめに
- 二 トルコの政教関係・世俗主義
- 三 宗教搾取——国家機関によるFETÖへの批判から
- 四 宗務庁長官ならびに宗務庁組織によるFETÖへの見解
 - (一) 宗務庁によるFETÖ批判
 - (二) 宗務庁長官の見解
- 五 宗務庁や関係省庁による対FETÖ戦略
- 六 宗務庁による宗教心管理の困難さ
- 七 国家権力と結びつく宗務庁
 - (一) 国家安全保障組織としての宗務庁
 - (二) 象徴的暴力としての宗務庁
- 八 結 語

一 はじめに

本稿の目的は、二〇一六年七月にトルコ共和国で発生したクーデター未遂事件（トルコ国内の通称で FETÖ 事件。後述の宗教組織が関与したとされる政府転覆事件を指す）以降の、トルコ大統領府宗務庁による、国民統合や公共秩序、ならびにトルコ国民の宗教心の管理への見解を明らかにすることにある。宗務庁は、トルコ共和国建国期に設立された行政機関である。宗務庁は当初、モスクの管理や、礼拝の実践を司る機関だった。しかし一九八〇年代以降の宗務庁は、国民連帯と統合、移民政策、安全保障、宗教教育、宗教搾取・悪用の防止など、モスクの外へとその活動の幅を広げてきた。特に一九八二年憲法に明記された「国民連帯と統合」の観点から、宗務庁はトルコ国民の宗教的同質性やその健全性を確保すべく、活動範囲を拡大させてきた。

二〇一六年に発生した、トルコ軍の一部によって企てられたクーデター未遂事件以降、宗務庁はかつてよりも多くの課題に直面することになった。トルコ政府はクーデターの首謀者を、宗務庁の元役人であり、宗教指導者であるフエトフツラー・ギュレンと、その理念に共鳴した人々による「ギュレン運動」によるものだと断定している⁽¹⁾。現在政府は、ギュレン運動を、フエトフツラー主義テロ組織 (FETÖ: Fetullahçı Terör Örgütü) あるいは、平行国家組織 (PDT: Paralel Devlet Yapılanması) と呼称し、徹底した弾圧や組織解体を行っている⁽²⁾。政府は、FETÖ 事件の原因の一端が、宗教搾取 (din istismarı) にあるとみている。政府や捜査当局は、ギュレン運動の構成員が、政治、社会、経済、教育といった各領域や官僚組織に紛れ込み、トルコ国家・政府を転覆するために暗躍していると主張している。宗務庁によれば「宗教搾取」とは、「宗教によって、社会や共同体の社会的・精神的・文化的な構造に介入すること」である⁽³⁾。政府や捜査機関は、ギュレンとギュレン運動の宗教・教育活動によって、若者が洗脳されており、その

宗教心が悪用・収奪されているとみている。その結果、若者たちが違法な組織活動に参加することで、ギュレン運動の政治的・社会的利益獲得のための工作員にさせられているという。こうした状況下で宗務庁は、ギュレンとギュレン運動の影響力を国民生活から排除するために、国民の宗教心をさらに監視・監督、啓蒙することになった。

宗務庁の存在は、トルコ国内のマイノリティーから「宗教的権利と自由の侵害」、「世俗主義・政教分離を侵害する組織」、「スンニ派への同化を企てる組織」として、これまでも批判されてきた。本稿では、クワデータ未遂事件以降の宗務庁組織の視座や活動を分析することで、宗務庁による「正しい宗教理解」という名のもとで、トルコ国家・政府によるトルコ国民の良心や宗教的自由への介入が今まで以上に高まっている状況を示していく。加えて、P・ブルデューによる「象徴的暴力」を分析概念として利用することで、宗務庁が単なる「宗教サービス」、「福祉サービス」を行う行政機関ではなく、明確な権力組織であることを示していく。それにより、トルコ国民の同質性を追求する宗務庁への理解を深めるとともに、その問題点を明らかにする。

二 トルコの政教関係・世俗主義

本論に移る前に、トルコの政教関係や世俗主義の特徴を記述する。事実上のムスリム社会であるトルコでの宗務庁の存在意義や、諸個人の宗教と良心の自由をめぐる何が争点となっているのかを理解する必要があるからである。⁽⁴⁾

トルコにはライクリッキ (laiklik) という概念がある。これが世俗主義や政教分離の概念を指す。トルコは世俗主義と政教分離を導入した国家である。しかしその実践は独自の形態をとっている。その最大の特徴は、宗務庁の存在である。トルコでは、宗教や良心の自由が保障されており、政治と宗教の分離も掲げられている。しかし実態としては、宗教の監督を行う宗務庁の存在を焦点にして、宗教と良心の自由や、政教分離が徹底されていないことが、近年

では宗教的マイノリティー勢力からの批判対象となってきた。加えて一九八〇年代以降からは、「宗教文化と道徳知識 (Din Kültür ve Ahlak Bilgisi) 科目」(以下「DKAB」と表記) が義務教育化されており、事実上、公定イスラーム教育が実施されている。このこともまた、同化政策、あるいは宗教と良心の自由の侵害であるとして、様々なマイノリティー勢力からの批判対象となってきた。前述のように、宗務庁の活動は、単なる行政上の宗教サービス、福祉サービスの提供だけに留まらない。こうして現在のトルコでは、宗務庁が監督する公定イスラーム理解が、トルコ社会の様々な領域に広がっている。

しかし、なぜトルコではこのように宗務庁やDKABに代表されるような、宗教の監督や、公的な宗教教育の拡充が必要なのか。それは第一に、宗教的搾取・悪用を防止することで、ライクリッキを守ることにある。トルコは建国当初から、西洋近代化改革を実施してきたが、国民の精神的な抛りどころであるイスラームもまた独自の形で維持されてきた。特に一九八〇年以降、対共産主義と、若者層の宗教心を回復させることを目的として、トルコ政府は「トルコ・イスラーム総合政策」を導入した。これは、宗務庁の監督下で、ナシヨナル・アイデンティティーの公定イスラーム化を推進するものだった。以降、宗務庁の活動も大幅に拡大・強化された。その一方で、トルコ社会で維持されるイスラームとは、国家の監督が前提であった。宗務庁が監督するイスラームは、「純粹な (sadece) なイスラーム」として認識される。⁽⁵⁾ 「純粹なイスラーム」と対比されるものが、政治的な野心や不純な目的をもち、迷信や狂信に陥ったイスラームであり、国家・政府の警戒対象となった。つまりギュレン運動といった宗教組織は、こうした「不純なイスラーム」に該当することになる。

宗務庁もDKABも、こうした「純粹なイスラーム」をトルコ社会とトルコ国民に根付かせ、在野の宗教組織がトルコ国家の国益や公共秩序を侵害しないように構築されている。それが明確に示されているのが、宗務庁の存在を合憲だとした、一九七一年の憲法裁判所による判断である。トルコ国内の宗教的マイノリティーであり、非スンニ派の

アレヴィー派に属する議員らは、一九七一年に、宗務庁がトルコの世俗的な構造を侵害する存在だとして訴え出た。結果的に憲法裁判所は、宗務庁に関して以下のような判断を行っている⁶⁾。まず世俗主義や政教分離の実践は各国によつて異なる。そしてイスラームは、単なる個人の精神的な生活や信仰領域に留まるものではなく、歴史的にみても、それらは社会関係や、国家の活動、法にも影響を与えてきた。つまり過度な宗教的自由を人々に許せば、トルコの世俗体制（世俗国家、法、社会的関係）を脅かすかもしれない。よつて宗務庁がイスラームを管理監督することで、宗教の悪用・乱用を防ぎ、世俗体制を守ることができる。トルコのライクリキヤ、公共秩序と一般道徳を守るためには、宗務庁の存在が必要不可欠なのである。

こうした判断を考慮すれば、ライクリキキとは、宗務庁による宗教的自由と権利の制限が考慮されたくうえで成立可能なものであり、トルコでは諸個人の無制限な宗教的自由や良心の自由は完全に保障されることはない。正統かつ正当な存在であり、健全な知識を提供する宗務庁によつて、トルコの社会的秩序が守られる。トルコでは、宗務庁以外の宗教的な組織活動は、宗教の悪用、乱用、搾取であると認識されることから、国家・政府からの恣意的な弾圧を受けやすい⁷⁾。現在のトルコでも、国内の宗教的マイノリティー勢力から、宗教的自由や良心の自由を侵害するものとして、宗務庁の解体や再構築が主張されている。宗務庁は、「公定イスラーム」として、トルコ国民に同質的な宗教的実践・態度を要請する。宗務庁は、単なる福祉的な宗教サービス機関ではなく、国家の安全保障を司る政治的機関として機能しているのである。

三 宗教搾取——国家機関による FETÖ への批判から

ここからは、FETÖ 事件後に公表されたトルコ国家機関の報告書を中心に、トルコ国家機関が、現在の国民社

会や国民の宗教心に対して、具体的に何を問題視しているのかを明らかにしたい。トルコでは、都市化や社会の世俗化が進んでいくなかでも、宗教的な組織運動が存在してきた。それが政治的・社会的な運動の基盤となることも多々あり、一般的には「イスラーム復興」として形容されてきた。⁽⁸⁾特に一九八〇年代以降は、対共産主義や青年層の道徳心の回復の観点から、イスラーム復興が官民一体となって推進されてきた。ギュレン運動もこうしたイスラーム復興の一環として台頭したものである。いかなれば、トルコ国家・政府が整備、構築してきたグローバル経済や、イスラーム復興の潮流に沿う形で台頭したものである。一九九〇年代半ばには、いわゆる「イスラーム政党」による政権も誕生している。ただし軍のクーデターによって、政権を担った「イスラーム政党」が解散・解体される事件もあるなど、宗教的諸価値・感情の政治利用は、常に弾圧と隣り合わせである。⁽⁹⁾今回のFETÖ事件では、政治的領域だけでなく、社会、教育、経済、メディアといった様々な分野で、多くの一般市民を巻き込んだ捜査・逮捕が行われていった。さらには省庁間を越えて、宗教の悪用に関する徹底した予防策も論じられている。トルコ国家・政府機関は、なぜここまで広範な対応策を検討せざるをえなくなったのだろうか。

イブラヒム・ユクセル (İbrahim Yüksel) は、ギュレン運動の特徴を以下のように述べている。「FETÖが他のテロ組織と異なるのは、社会―経済、社会―精神、社会―政治、治安組織の中に潜んでいることであり、その秘密のメンバーは休眠中の細胞のように組織化されており、他のテロ組織や海外のインテリジェンスサービスと連携するといった特徴ももつことから、より重大な脅威となっている。(中略) 疑いがないことだが、国家組織が放置してきた空間を急速に「ギュレン運動が」埋めることで、今日のような状況が生み出されたのだ。⁽¹⁰⁾」さらにユクセルは、ギュレン運動が、これまでトルコ国家権力が十分に影響力を及ぼすことができなかつた領域、特に宗教領域で台頭したとする。トルコ国家がこれまで宗教や宗教組織を排除してきたために、透明性もなく、宗教監督を逸脱するようなギュレン運動が、その隙をついて人々の宗教生活に関与するようになったという。結果的に、今日までのトルコの強固な世俗化

政策が、宗教の過激化を引き起こす原因の一つになったとまで、ユクセルはいう。⁽¹⁾

トルコ国家・政府は、一九八〇年代以前までは宗教教育に対して抑制的な対応をとってきた。しかし前述のように、八〇年代以降は、イスラームは国家の監督下で義務教育化されており、宗務庁もまたクルアーンコースといった形で、「正しい」宗教知識の普及に努めてきた。要するにトルコ国家・政府は、ギュレン運動やその他の宗教組織が、トルコ国民の宗教心に付け入る隙を与えないようにしてきた。しかし、グローバリーションや個人化によってトルコ社会の流動化・多様化も進んでおり、もはや公的な宗教教育を提供するだけでは、人々の道徳心や宗教心を満たすことはできなくなっている。これは以下でみていくように、国家機関による懸念にも現れている。

エルドアン大統領が率いる政権与党の公正発展党（AKP）だが、「FETÖ 事件」に関する調査報告書を作成している。同報告書では、FETÖ が国民的・精神的な諸価値や、宗教を搾取する組織であると強く非難している。⁽²⁾ ギュレン運動が、宗教的感情や価値観を搾取し、国民を洗脳する組織だという見解は、様々な省庁の資料でも指摘されている。例えばトルコ外務省やトルコ高等教育機関、そして検察庁の資料では、ギュレン運動とは、その成員たちが、ギュレンを救世主だと信じている秘密裡のカルト集団だとしている。そして、一三〜一八歳までの子供たち、とくに貧しい家庭の子供たちを標的にして、自らの教育機関に誘い洗脳を施して、組織の構成員として育て上げていると非難している。⁽³⁾

ギュレン運動と FETÖ 事件に関して、総合的な報告書を作成しているのが、警察アカデミー庁（Polis Akademisi Bakanligi）である。ここではギュレン運動全般に関して分析が行われている。以下ではとくに、公共秩序や宗教搾取に関して、捜査機関がどのように捉えているのかが分かる部分を中心に、その主張をみていきたい。⁽⁴⁾

まず警察アカデミー庁は、ギュレン運動の目的を「トルコ共和国国家のあらゆる憲法的組織（立法、行政、司法）を手に入れ、「政治権力を奪取する」その手段を確立したあとは、国家・社会・個人に対して、フェトフツラー主義テ

口組織のイデオロギーに一致して再構築された寡頭政治の特徴を用いて、何があるとも経済・社会・政治的力を得ること」だとする。さらに、主に三つのイデオロギーに沿った目的があると主張している。すなわち、①政治的イデオロギー…トルコの憲法的組織を掌握し、国際的なレベルで影響力の強い政治力を手に入れること。②経済的イデオロギー…社会の宗教的感情を利用し、「援助 (Himmet)」の名の下で、国家と並行的な税システムを導入すること。③社会・文化的イデオロギー…ギュレンが描くような、人格を失った、従順で、服従的な文化のなかで育った人々を社会に広めていき、その社会を支配することだとする。この目的を達成するために、国家機関にギュレン運動の構成員を秘密裡に送り込んでいるとする。⁽¹⁵⁾ ここでの構成員とは、宗教搾取によってかき集められた人々である。⁽¹⁶⁾

警察アカデミー庁が問題視しているのは、ギュレン運動による若者への「精神的支配」である。ここには、親が子供に行使するような支配のメカニズムがあるとす。すなわち「態度の支配」と「精神の支配」である。これらはそれぞれ、子供の態度や感受性を褒めたり、罰則化することを指す。ギュレン運動は、自らが運営する寮の中で、こうした支配を通じて組織に従順な若者を育ててきたという。結果的に、ギュレン運動に参画した人々は、ギュレン運動という「我々 (biz)」意識のなかで「個性 (ben)」を失い、組織の規範を受け入れ、その言いなりになってしまったとする。そして組織のメンバーを新たな家族として受け入れ、お互いをコードネームで呼びあい、本当の家族が与えてくれた価値観や道徳を追いやってしまったとする。⁽¹⁷⁾

こうした組織的な精神支配の構造以外に、警察アカデミー庁が問題視しているのは、ギュレン運動の成員の間に広まっている、イスラーム的な言葉や実践を悪用した、合理性を失った「迷信・呪術」であり、その秘儀性 (esoterik) とカルト性 (kült) である。第一に精神的指導者であるギュレンを神格化し、カリスマ化し、「救世主 (Mehdi/Masih)」だと認識していることである。第二に、「組織に反すれば地獄に向かう」、「ギュレンが預言者とともに家を訪れる」、「ギュレンが救世主であり、アッラーやムハンマドと直接話すことができる」、「家のスリッパにバラ

の水を入れ、それが香りはじめるとギュレンが現れる」、「夢で見たものが手に入るようになる」といった秘儀や幻想 (Ritual) が行き渡ること、組織成員に宗教的・精神的な圧力をかけ、より組織に対して従順になるように仕向けていることである。結果的に警察アカデミー庁は、ギュレン運動のような組織の台頭を阻止し、宗教的諸価値の搾取を防止し、宗教の過激化を防いでいくためには、宗務庁が重大な役割を担っているとして¹⁸⁾いる。

実際にクーデターに加担していてもいなくとも、宗務庁の監督を逸脱し、宗教的諸価値を駆使しながら、組織的な動員を行うギュレン運動は、トルコ国家・政府機関にとっての脅威となる。警察アカデミー庁は、ギュレン運動を、「宗教運動」ではなくカルト集団だとしている。宗務庁の出版物によれば、「カルト」とは、「指導者を中心とした集団形成」とともに「終末思想」によって成り立つ¹⁹⁾。トルコでは、様々な人物や集団が、宗教の政治利用や悪用を理由にして、処罰を受けてきた。しかしギュレン運動はカルトであるため、そもそも「宗教運動」ですらないと認識されている。国家・政府機関は、宗教の悪用・政治利用といった観点だけでなく、諸個人の、特に子供や青年層の意思やアイデンティティ、さらには家族愛や国家への忠誠が破壊されることを問題視している。こうした危機感を宗務庁も共有している。

四 宗務庁長官ならびに宗務庁組織による FETÖ への見解

FETÖ 事件を受けて、これまで以上に、宗務庁は「宗教・福祉サービス」機関以上の働きを期待されるようになった。とくに宗務庁の役割は、国家安全保障のなかに明確に位置づけられることになった。宗務庁は憲法によって、政治的見解や思想に与することを禁じられている。しかし以下でみていくように、宗務庁には、国家・政府の政治的目標を達成することが期待されている。

(一) 宗務庁による F E T Ö 批判

警察アカデミー庁が懸念しているように、宗務庁もまた、子供や若者世代が宗教的、政治的に搾取されることを懸念している。これは、一定の年齢に達した者たちが、宗教的な動機をもちつつ、自らの意思に基づいて、何らかの政治活動に参加することとは次元が異なる。宗務庁は、F E T Ö 事件後に緊急会議を開催したあと、立て続けにブックレットや報告書を配布している。ここでは、宗教の安全保障と健全な宗教知識が脅かされ、ギョレン運動によって人々が個性を失い、「ロボット化」していることに懸念を表明している。⁽²⁰⁾たとえば、「F E T Ö は、若者世代の成員のアイデンティティを抑圧し、「連帯や帰属感」を消し去っている。家族によって、宗教教育を受けるために組織の学校に送られていった若者は、自分が家族や親戚に、次に祖国と社会に、最後にはイスラーム共同体に属しているのだ、という考えや意識を消し去られてしまうのである。このような最も大事な帰属感から分断されてしまった若者は、教唆の結果、ただ組織の指導者の望みを実行するだけの、プログラミングされた、指令を聞くだけの奴隷と化すのである。組織の中に閉じ込められた若者にとって、「家族」はまるで競争相手や敵であるかのように教え込まれ、親戚との結びつきも分断され、指令—命令の鎖のなかで、結婚までさせられるのである」と非難している。⁽²¹⁾

宗務庁はその他にも、宗務庁の月刊誌である『*dünyeniz yikil dergi*』やウェブサイトに、F E T Ö への非難を強めている。⁽²²⁾さらに毎週行われている金曜礼拝では、F E T Ö 事件以降、クーデター未遂が起きた七月一日にあって、全国のもスクにて以下のような説教が行われている。⁽²³⁾「最大の敗北主義とは、宗教のもとに隠れて国民に悪事を働くことである。最大の敗北主義とは、宗教の神聖な価値を搾取し、人々を騙すことである。(中略) 信愛なる国民にこの悪徳を課そうとした者らを忘れてはならない。崇高なる宗教とは、健全な根源から正しく学ばなくてはならないのである。我々の姿、心、魂、知性、思想、意思を他者に引き渡してはならないのだ(二〇一六年七月二九日)」

「あの夜に経験した裏切りと占領の企ては、宗教の装いのもとで行われた。七月一日の夜に我々が目にしたものは、善人を装い、四〇年間にわたり、国民の宗教・信仰・価値・感覚・施し・喜捨や援助を搾取してきたこの裏切りの組織が、国民の存在を標的にしたことである。国民の子供たちを盗み出したのである（二〇一七年七月一四日）」、「この裏切り者たちは、子供たちを家族から引き離し、その心から祖国への愛、イスラーム共同体の意識を抜き出そうとした。平和や改善といった名の下で、宗教的感覚を搾取し、人々を不安の渦に根本的に引きずり込んだのである。（中略）夢や神祕を語る陰險な計画によって、宗教に反するイスラーム世界を構築する者らは、決して成功することはないのだ（二〇一八年七月一三日）」、「七月一日の夜に大国民議會を攻撃し、若者とその未来を奴隷へと誘おうとした者らは、これを宗教の装いによって行ってきた。イスラームを想起させることで宗教へと誘い、ウンマに奉仕するようにもせかけて、「子供たちを」根本的な墮落へと引きずり込んだのである。（中略）忘れてはならないのは、自らを偽り、虚偽、偽善、嘘、脅威と恐喝のような支配によって維持された FETÖ とは、決してイスラーム組織ではないということである。夢や神祕を語り、狡猾な計画によって、いわゆる穩健なイスラーム組織として活動してきた FETÖ は、テロ組織なのである（二〇一九年七月一二日）」。「よく理解しなければならぬことは、七月一日に我々国民の独立と未来を標的にした FETÖ とは、反乱者のネットワークだということである。宗教集団ではなく、破壊者の巣窟なのである。（中略）大切な我々の若者は、狡猾な計画によって、両親と国民を敵であるとみなすようになったのである（二〇二〇年七月一〇日）」。

このように宗務庁は、数年にわたり徹底した FETÖ への非難を行っており、レッテル張りと共に、「宗教組織」としてのギュレン運動の正当性をも否定している。こうした宗務庁の一連のメッセージの中で重要なのが、ギュレン運動による、子供や青年層を含んだ、一般国民の宗教心への介入である。これは宗教の健全な知識の習得だけでなく、家族愛や祖国愛の健全な発展をも阻害するものだと、宗務庁は認識している。

(二) 宗務庁長官の見解

筆者はこれまでも、歴代の宗務庁長官のライクリッキや国民統合に対する視座を考察してきた。歴代の長官たちもまた、宗務庁が宗教の悪用と戦うことの重要性を強調してきた。FETÖ事件を受けて、歴代長官も強い非難を表明している。第一六代宗務庁長官アリー・バルダクオール(任期二〇〇三～二〇一〇年)は、「ある個人や集団が、自らの利益のために宗教的諸価値を何度も無責任に消費して、国民の宗教との結びつきを(利用する)機会だと捉え、宗教搾取を行うことに(イスラーム崩壊の)大きな原因がある。これは単にムスリムだけでなく、イスラームにおける犯罪であり、新たな世代をイスラームの誤った道に引きずりこむことになる」と述べる⁽²⁴⁾。続いて、FETÖ事件発生時の長官であった第一七代宗務庁長官メフメット・ギョルメズ(任期二〇一〇～二〇一七年)は、「(人々を)自由に扱うロボット組織が、我々国民を、アツラーと預言者を、その盟友らを裏切ってきたのである」、「夢や靈感を誇張して人々を騙すことで、まじないの世界を作り出し、聖者伝説や物語によって、宗教の正しい知識に反する精神性を生みだそうとする試みは、決して認められないことである。宗教を(自らの利益をえるための)手段とするような集団、徒党、組織、あるいは構築物を、宗教ジェマート〔教団〕と名付けることはできない⁽²⁵⁾」と発言するなど、宗教の悪用と国民のロボット化を企てるギュレン運動を非難している。とくにギョルメズは、FETÖ組織のなかで、子供たちは四つの特性を失うとしている。すなわち、①個性や人格、②家族の結びつき、③国民との結びつき、④イスラーム共同体(ウンマ)との結びつき、である⁽²⁶⁾。ギュレン運動のような宗教組織によって、トルコ国民の健全な宗教心やアイデンティティそのものが崩壊する。こうした理解は、現在の宗務庁長官にも引き継がれている。

現在の第一八代宗務庁長官であるアリー・エルバシユ(任期二〇一七年～現在⁽²⁷⁾)もまた就任以来、ギュレン運動を強く非難する一方で、健全な宗教教育を提供し、家族との結びつきが維持されることの重要性を重ねて強調している。

エルバシユは、「二〇一六年七月一五日に我々の国家のすべてを傷つけたFETÖテロ組織は、アッラーと預言者の創造の力、イスラームの概念、人間と良心の価値を歪め、破壊し、宗教をあらゆる種類の利益をえる手段とする詐欺の秘密組織なのである。この不吉な組織は、曖昧で神秘的な言説を、宗教的規範によって覆い隠し、表面的には「人々から」尊敬を受けているかのようにみせかけて、実際には排外的な手段によって、クルアーンとハディース（ムハンマドの言行録）を搾取し、宗教のあらゆる原則と神聖さを、危険な目的のために利用したのである。さらにはその成員が、イスラーム教に関する、クルアーンをはじめとした健全な根源から知識をえることを妨害してきたのであり、批判的な見解を無視するような、命令を実行するだけのロボットに成員はさせられているのだ」と述べている。⁽²⁸⁾エルバシユは、こうした発言以外にも、様々な機会（宗教会議、国際会議、メディアなど）を通じて、ギュレン運動を非難している。⁽²⁹⁾そして「イスラームフォビア、暴力、テロ、宗教搾取、人種主義と差別、嫌悪や圧制を行うような力が満ちているこの時代のなかで、宗務庁の責任は、どの時代よりも増している」のであり、正しい宗教教育によって国民をまとめあげる必要性を語っている。⁽³⁰⁾

一方でエルバシユは、宗務庁が国民生活に関与することが必要だと主張する。⁽³¹⁾ここまで述べてきたように、宗務庁は国民、とくに子供や若者層がギュレン系列の学校や組織によって搾取され、洗脳されることで家族生活や祖国愛から引き離され、違法な活動に与することを警戒している。子供や若者にとって、家族とは人生や生活の基盤である。エルバシユは、家族とは、言語、思想、文化、学問、倫理と美学を獲得させるものであり、一人一人の人生においても決定的に重要だとする。そして「家族とは、社会と国民の記憶を未来へと伝え、アイデンティティや想像力、理想を形作るものであり、未来へと引き継がれ、人間的・文化的価値、歴史的持続性、全体性の守り手となる重要な組織である」ために、「家族組織を、その核心部分の消失や退化から守ることこそが、我々皆に共通するたった一つの責任なのだ」と述べる。⁽³²⁾

国民統合の促進と、健全な宗教性の維持に努める宗務庁にとって、ギュレン運動のような、カリスマ性や不健全な特徴がある宗教組織は、決して許容することができない。しかし、イスラーム復興が常態化しているトルコでは、宗務庁以外にも、国民から大きな求心力、支持を得る宗教組織が多数存在する。こうした状況を改善し、宗務庁への支持を確立するためには、宗務庁副長官を務めたメフメット・オザフシャルが主張するように、人々の生活から、宗教的な搾取が行われる場所を閉ざしていくしかない。⁽³³⁾ 宗務庁が金曜礼拝時に呼びかけたように、トルコ国民は「子供たちを誰の手に委ね、誰と友達であるのか、時間をどこで過ごしているのか、宗教の名において何を学んでいるか、注意しなくてはならない」ことになる。⁽³⁴⁾ これは、国民の宗教生活の監視・監督を強化することに他ならない。

五 宗務庁や関係省庁による対 F E T Ö 戦略

宗務庁は、F E T Ö 事件発生後に様々な対策を採ってきた。例えば、①宗教搾取に対する国民の意識を高めるための説教や啓蒙プログラムの実施、②対 F E T Ö 戦略発展のためのワークショップの開催、③都市部のモスクで任に就いている一万二〇〇人の役人への教育プログラムの実施、④「宗教搾取運動 F E T Ö ・ P D Y」、「宗教搾取」、「七月一五日カレンダー」、「七月一五日の英雄の声」といった出版物を市民に提供する。⑤ F E T Ö に関する宗務庁の報告書をアルバニア語、ロシア語、英語で出版する。⑥宗務庁財団から「F E T Ö ・ 組織化された宗教搾取の分析」、「ギュレン組織」といった著作を出版する。⑦宗務庁の月刊誌で広報する、などである。⁽³⁵⁾

こうした政策を展開する一方で、宗務庁は子供や若者層に対する働きかけも強めている。二〇一九年一月二五(二八日、エルドアン大統領も出席して開催された、宗務庁主催の第六回宗教会議でも、宗務庁が家族組織を強化するために貢献していくと宣言している。さらに、宗教と国民的諸価値を重視する観点から、子供たちの精神から、外国

産のものや攻撃的な動機を抱かせるようなものを排除していくとしている⁽³⁶⁾。宗務庁のみが合法的に、人々の精神的な発展に関与することができる⁽³⁷⁾。それ以外の宗教組織が、家族・子供・若者たちの精神性に関与することは、現在のトルコの政治社会的な状況を鑑みれば、徐々に厳しく制限される可能性がある。宗務庁による国民生活への影響力が拡大すれば、それは国家・政府による社会統制や、国民の宗教心への介入を強めることにも繋がっていく。

近年宗務庁は各省庁と様々なプロトコルに調印し、協働で各プログラムを実践している。例えば、①法務省とともに、受刑者に対する宗教サービスと教育を行っていく、②家族・社会政策省とともに、家族、女性、子供、若者、高齢者、障がい者に対する、社会支援システムを強化する、③緑の月〔依存症克服のためのトルコの NPO 法人〕とともに、人々をあらゆる依存から救済するために、宗務庁が活発に貢献していく、④保険省とともに、病院の患者やその家族、病院の職員に、道徳性やモチベーションを維持させ、宗教的、精神的問題での相談や指導を行う、⑤青年スポーツ省とともに、省が運営する学生寮、スポーツ施設、キャンプ、青年センターで宗教サービスと教育を行い、精神的指導と相談を行う、⑥〔トルコ内務省〕災害緊急事態監視局とともに、都市部や避難センターの避難民に対して、宗教サービスと教育の要請に対応していく、といったプログラムを実行してきた⁽³⁸⁾。とくに FETÖ 事件以降は、より家族や子供、若者を対象にしたプログラムが実施されている。その中心が、「青年スポーツ省」をはじめとした各省庁との協働プログラムと、宗務庁による「精神相談と宗教指導サービス」である。

宗務庁は、二〇一九年一二月にも青年スポーツ省と新たな協働プロトコルに調印した。これは、若者、子供、家族、国民にとつての有益な宗教サービスを提供することを目指したプログラムである。具体的には、青年スポーツ局の関連組織・施設にて、宗務庁の役人が精神相談と宗教サービスを行い、クルアーン、宗教、価値教育を提供するとしている。宗務庁のクルアーンコースに参加している子供や若者にもスポーツ活動に従事させ、物質的・社会的活動に参加させるものとする。青年スポーツ省長官であるメフメット・カサブオールは、「こうした協働によって、搾取領

域が閉鎖されるようになる」と述べている。⁽³⁹⁾

青年スポーツ省は、学生向けのローンや奨学金、学生寮を提供する「学生ローンと寮総局（KYK: Kredi ve Yurtlar Genel Müdürlüğü）」を有している。現在KYKは、親元を離れた学生が違法組織に搾取されることを防止する役割も担っている⁽⁴⁰⁾。カサブオール長官は、七〇万人を超える学生がKYKの寮を利用しているとしたうえで、「宝物〔若者〕を搾取し、悪用することを望む者らに開かれた領域を残さないようにし、若者が彼らに魅了されることがないようにすることが、我々の基本的な目的である。不幸にも、ある秘密主義者によって、我々の若者たちはかつて搾取されてしまった」とし、宗務庁との協働によって、若者の「我々（Biz）」意識を回復することを掲げている⁽⁴¹⁾。ここでいう「我々」意識の回復とは、ギュレン運動によって奪われた若者の帰属意識の奪還である。こうしてDKAB以外にも、国家が管理し、宗務庁の役人が出入りする施設にて、子供や若者を育てていくという囲い込み教育を実施し、子供や若者層への「監視」を強化することになった。

もう一方の宗務庁の対宗教搾取政策である「精神相談と宗教指導サービス」もまた、若者を対象にしたプロジェクトである。このプロジェクトは、「社会の全領域で宗教サービスを提供する宗務庁が、社会組織の重要な部分を担う若者を、国民的・精神的諸価値を軸にして育成することへの貢献を目的として、宗教・社会・文化・教育といった領域におけるシステマティックで、参加型の活動を行っていく」ものである。そして、「このプログラムは、我々国民の未来を確立する若者が、知識、道徳、美学、魂の美しさ、慈悲、そして公正の感覚によって育てられることに貢献することを保証し、国民を結束させる諸価値や、人間的な特徴や美徳を世代から世代へと引き継がせ、その誕生を確立するものであり（中略）（そのために宗務庁は）青年スポーツ省やその他の関係組織と協働して精神的相談サービスを実行するもの」だ⁽⁴²⁾という。

宗務庁は二〇〇三年から「家族と宗教指導局」を設立することで、以前から女性や子供に関する問題、暴力といっ

た日常生活に関わる問題の解決を図ってきた⁽⁴³⁾。しかし近年では、より若者を焦点にした宗教的な働きかけが増加している。宗務庁が公表した「宗務庁戦略プラン…二〇一九～二〇二三年」でも、学生寮や教育機関、若者センター、青年キャンプなどで、精神的な相談を行い、宗教サービスを提供することが強調されている。また、家族や若者への宗教サービスは、「社会的・文化的内容を含む宗教サービス」として、宗務庁がこれまで実施してきた「モスクサービス」、「宗教広報」などと同様に位置づけられている。「依存や有害な慣習によって、若者をはじめとして、家族生活や社会が脅かされている」とも述べられており、宗務庁が社会の全領域に関係することが重要なのだと強調している⁽⁴⁴⁾。このように宗務庁の活動範囲が拡大している背景には、単なる一個人の生活問題の解決のみならず、トルコ国民のアイデンティティの保護、強化、結束という動機がある。トルコ全体でみれば、AKP 政権下において宗教教育は拡大傾向にある。二〇一二年からは、中学・高校の選択科目として、クルアーンやムハンマドに関する授業が採れるようになった。またクルアーンコースの年齢制限が撤廃され、四～六歳の子供も、宗務庁の下で宗教学習を行うことができるようになった⁽⁴⁵⁾。年々宗教教育の機会が増えているが、これは「搾取領域の閉鎖」という観点から、今後も拡大していくと考えられる。エルバシユ長官のいう「若者を正しく導くこと」は⁽⁴⁶⁾、すでにトルコ国家の安全保障問題に直結した課題となっている。そのために宗務庁は、FETÖ 事件を機に、国家の安全保障と深く関わるトルコ国民の宗教心に、積極的に関与せざるをえなくなっている。

六 宗務庁による宗教心管理の困難さ

このように FETÖ 事件以降、宗務庁は積極的に国民生活、とくに若者層への介入を強めている。しかし、宗務庁を宗教的権威とすることで、全トルコ国民に健全な宗教知識を提供し、宗教的な搾取領域を閉鎖し、そして人々の

宗教心を管理監督しようという試みには、多くの困難がある。

トルコ研究者らによつて、トルコ国民の宗教性・宗教心は、神学的な教義や聖典よりも、地域の宗教的な文化遺産や、口頭伝承によつて形成されていると指摘されている。⁽⁴⁷⁾つまりは、宗務庁のクルアーンコースでの宗教学習や、DKABといった宗教の義務教育以上に、生まれ育つた地域の伝統文化や、親族を含めた周囲の人々からの宗教的な影響力の方が、個人の宗教心の形成に大きく関わるといふことである。これは宗務庁の宗教的権威や影響力に対しても、ネガティブな影響を与えるものと考えられる。実際に宗務庁は、そうした懸念を裏付けるような調査結果を公表している。

現在の宗務庁は、「トルコにおける宗教生活調査」を行うことで、トルコ国民の宗教心を全体的に把握しようとしてきている。二〇一九年度の予算案にも計上された「トルコにおける宗教生活調査」だが、トルコの国営放送であるTRTは、同調査を「FETÖとの戦いに向けた基礎的な準備」の一環として捉えている。⁽⁴⁸⁾一方で、現在公表されている二〇一四年度版の「トルコにおける宗教生活調査」をみてみると、宗務庁による「宗教搾取領域の閉鎖」を十分に行うにはほど遠い、トルコ国民の宗教意識がみえてくる。

同調査は、トルコ統計局の協力のもとで、トルコ国内の都市部・郊外で、三万七六二四世帯（二八歳以上）を対象に行なわれた。また実に様々な設問が用意されており、多角的にトルコ国民の宗教心を把握することができる。たとえば調査結果によれば、アラビア語でクルアーンを読める者は四一・九%である。また礼拝を毎回時間通りに行う者は、四二・五%であり、礼拝を時間通りにまったく行わない者は一六・九%である。一方で、この調査結果で興味深いのは、「宗教知識の獲得手段」や「宗教教団」に関するトルコ国民の考え方である。複数回答を含めた数値もあるが、人々が宗教知識に関する情報源は九一・八%が家族や隣人からであり、続いてモスクの宗教役人が四三%、テレビ・ラジオ・新聞雑誌は二四・六%、自学が二三・二%、宗務庁のクルアーンコースが二二%になっている。また宗

教的知識を發展させる手段としては、周囲で宗教知識をもつ人からの助力が五三％であり、宗務庁の役人はわずかに七・二％、宗務庁の出版物も一六・三％、ウェブサイト利用も四・七％に留まっている。さらに、宗教的知識を發展させていくさいに、それらを奨励してくれる存在も、家族や隣人が八五・四％、友人が四〇・八％、宗務庁の役人が一六・三％、宗教組織や教団が一・六％となっており、宗務庁と宗教教団との間に、宗教へのインセンティブに大きな違いがないことが確認できる。加えて、宗教問題を相談する場所も、宗教知識をもっている隣人が六五・六％、宗務庁の役人が五八・九％であり、宗務庁が知識の情報源、知識の發展手段、相談役として、十分に機能していないことが窺える。⁽⁴⁹⁾

「宗教組織や教団」への認識に関しては以下のようになっている。ここでもまた、トルコ国民の宗教組織や教団に対する根強い支持が確認できる。宗教組織や教団が有益であるかどうかには賛成が五〇・五％であり、一部賛成が一九％、反対が一六・七％、分らないが一・二％、返答なしが一・六％になっている。国民皆が宗教組織や教団活動に参加しなければならぬかどうかには賛成が一八・二％、一部賛成が一八・八％、反対が四七・四％、分らないが一四％、返答なしが一・八％である。また、宗教集団や教団を禁止すべきかどうかには、賛成が七・四％、一部賛成が一三・四％、反対が六三・一％、分らないが一四・三％、返答なしが一・八％である。宗教組織と集団を物質的・精神的に支える必要があるかどうかでは、賛成が四〇・二％、一部賛成が二三・四％、反対が一九・五％、分らないが一五・一％、返答なしが一・八％である。さらに、宗教組織や教団の活動を国家が監督すべきかどうかには、賛成が六七・五％、一部賛成が一一％、反対が六・九％、分らないが一三％、返答なしが一・六％になっている。⁽⁵⁰⁾

共和国建国以降、宗教組織、教団の修道場・聖者廟などは世俗化改革の中で禁止されたが、宗教組織や教団は市井のなかで秘密裡に活動し、人々の支持を得てきた。宗務庁の活動が活発化した時期も一九八〇年代以降であるため、

とくに欧州のトルコ系移民社会では、宗務庁よりも早く、宗教組織や教団がその要望に依っていった。ギュレン運動もこうしたなかで誕生している。調査結果をみれば、トルコ国民の多くは、宗務庁の監督を受けつつも、宗教組織や教団に対して好意的であり、国民生活に根付いた存在だといえる。加えて、宗教信仰全般にかかわる事柄でも、宗務庁組織がトルコ国民からの期待を一身に背負っているとは言い難い。よって、宗教組織や教団の影響力をトルコ国民の社会生活から一掃することはきわめて難しいといえる。実際に宗務庁は、「宗教広報を社会の全領域に届けられていない」と述べており、宗務庁のみが宗教的な知識源となるには多くの課題がある。

前述のユクセルは、宗教搾取領域を閉鎖するために、いかのような提言を行っている。まず両親が共働きであれば、夏休み期間でも子供たちが安全な環境でスポーツ、社会的、文化的活動に参加できるようにするために、すべての学校を全日制に移行すべきだとする。また授業終了から夜まで、さらには土曜日であっても、子供たちが関わるあらゆる領域で、その活動を整備していくべきだとする。そうしなければ、各家庭が、他の宗教組織や民間の学習コースに子供たちを委ねてしまうことから、子供たちをそこから救い出すことができなくなると主張している。そして国民教育省、青年スポーツ省、宗務庁、学生ローンと寮総局(KYK)といった組織が、若者のあらゆる種類の教育的、精神的、社会的、宗教的要請に対応しなくてはならないとする。

しかしながら、終日にわたり子供や若者たちの活動のすべてを、国家機関が監督・指導することは、非スンニ派に属するマイノリティー集団を含めて、国民の宗教と良心の自由の侵害を招き、国民の宗教生活を委縮させる恐れがある。前述のように宗務庁は、人付き合いだけでなく、宗教の名の下で何を学んでいるのか注意するよう国民に呼びかけている。⁽⁵³⁾ 国民生活や宗教心に介入し、人付き合いや、民間の宗教組織・教団との関係性に関しても指導を行うことは、国民社会からの反発を招くであろう。また、様々な宗教・民族マイノリティーが存在するトルコ社会のなかで、画一的な国民像、国民生活を要請することから国民間のさらなる分断を引き起こしかねない。宗務庁やその他省庁に

よる、トルコ国民の宗教心やその発展過程を一律に監督しようという試みは、国家権力による国民生活の統制という観点から、多くの問題をはらんだ実践だといえる。しかし、公共秩序の防衛を十分に果たせていないからこそ、健全な宗教的知識をトルコ国民に付与することで、公共秩序を防衛し、過激な宗教組織の台頭を防ぐ立場にある宗務庁は、国民の宗教心に関与せざるをえないのである。

七 国家権力と結びつく宗務庁

(一) 国家安全保障組織としての宗務庁

FETÖ 事件以降、トルコ国民の生活環境、とくに宗教心にかかわる事柄は、トルコ国家の安全保障政策に組み込まれている。トルコの子供や若者たちに、健全な宗教心を根付かせようとする試みは以前からあった。その一端が、一九八〇年代以降の宗教の義務教育化である DKAB や、宗務庁によるクルアーンコースであった。しかし宗務庁や DKAB 自体が、トルコ民族、あるいはスンニ派への同化政策の手段であるとして、トルコ国内のマイノリティ集団からはその廃止や、再構成が要望されていた。しかし昨今の状況を鑑みれば、国家による宗教教育は、廃止や再構成とはまったくの真逆の形で、より強化される傾向が強まったといえる。宗務庁宗務最高委員会議長を務めたエクレム・ケレシユは、宗教運動の指導者を真理だとみなし、それらを信じている状況は、「大きな過ちが続いている」状況だとする⁽⁵⁴⁾。よって、宗教指導者が存在する組織・集団は、今まで以上に宗務庁から疑惑や警戒が向けられることになる。宗務庁副長官を務めたヤヴズ・ウナルがいうように、宗務庁の役人こそが、トルコ社会で最も信頼され、安心される人間にならなくてはならない⁽⁵⁵⁾。「社会の安全性を再獲得しなくてはならない。対価がなんであろうと

も、何かを行う必要があれば、そうすべき⁽⁵⁶⁾なのである。そのためには、宗務庁がモスク外において、積極的に領域横断的な活動を展開していかなくてはならない。しかしそれは、多様な宗教的背景をもつトルコ国民からの反発とも隣合せである。

宗務庁はFETÖだけではなく、DAEŞ（イスラミック・ステイト）に対しても、宗教詐欺のテロ組織だとして非難している⁽⁵⁷⁾。グローバルゼーションやトランスナショナルな空間が構築されるなかで、トルコ国民は様々な宗教的な影響を受けざるをえない。エルバシユ長官が述べるように、イスラームを正しい形で学ぶことは、トルコの死活問題になっているが、それゆえに、「我々宗務庁は、誤った知識による宗教概念や諸価値から、我々の社会を分断させて、騙そうとする者らに対して、あらゆる言説や活動への責任を負っており、健全なる宗教知識と正しい監督によって、我々国民の精神的生活を指導し続けなくてはならない⁽⁵⁸⁾」ことになる。トルコ独自の世俗主義や政教分離の文脈のなかで、スンニ派イスラームを軸にしなが、公共秩序と一般道徳を司る宗務庁にとって、自らがこれ以上政治的な争点にならないことが大事であった。しかし宗教搾取の問題が、トルコ国家の安全保障問題として重要視されるにつれて、宗務庁もまたその政策に関わらざるをえなくなっている。今後のトルコ社会では、トルコ国家・政府側が、ムスリムとしての感情や価値を積極的に利用することで、宗教心や道徳心の名の下で、国家権力にとって不都合な宗教的勢力や感情、態度、行為を管理し、排除する傾向がより強まる⁽⁵⁹⁾ことが懸念される。

トルコにおける宗教心の在り方とは、ながらく政治的な議論の中心にあった。イスラームとは良心のなかに純粹な形で留められることが求められてきた。トルコのイスラームには、国家の監督を受けることで、トルコ国家・政府を脅かさないことが求められる。個人の宗教や良心の自由、宗務庁、公共秩序、国家の安全保障が分かち難く結びついている限り、トルコ国民の宗教的自由や権利、そして活動もまた、様々な制限を受けることになる。

(二) 象徴的暴力としての宗務庁

政治組織としての宗務庁の存在は、P・ブルデューによる「象徴的暴力」から、その理解が進むかもしれない。トルコ社会では、宗務庁こそが正統な（正当な）宗教的権威として人々に認識されなくてはならないが、そのさいに必要なものが、象徴的暴力である。象徴的暴力とは、権力関係を隠蔽しながら、権力者が課す物事の意味合いを、正当なものとして、あるいは客観的な真実なものとして、ときに穏やかで、目に見えない形態をとりながら、人々や社会に恣意的に課すものである。⁽⁵⁹⁾ 加藤晴久によれば、「支配関係を当然のこと、自然なこと、普遍にもとづくものとして受け入れさせるためには、支配者側が体現する世界観、見方・分け方原理を正当なものとして受け入れさせる必要がある」が、「支配の現実である力関係を隠蔽し、正当なものとして受け入れさせる」ものが、象徴的暴力なのである。⁽⁶⁰⁾ 宗務庁は当然ながら物理的な暴力機関ではなく、憲法上も政治的見解や思想に与しないことが求められている。しかし、宗教教育や広報といった「穏やか」な力によって、自らの支配の正統性・正当性をトルコ国民に認識させる。「歴史を自然に変えるプロセス、文化的な恣意性（慣例にすぎないもの）を自然なもの（当然のもの）に変える」プロセスのなかで、宗務庁もまた、その支配を「自然なもの」、「正当なもの」として確立していく。そして、「象徴的暴力が制定されるのは、被支配者が否応なく支配者に（したがって支配に）与えずにはいられない同意を通してである」ことから、「支配関係は自然なものに見えてしまう」のである。⁽⁶²⁾ 宗務庁がトルコ社会の宗教心の支配・管理を行うことには、歴史的な恣意性や偶発性ともなうが、それが「自然なもの」に置き換わるよう、誰もがそこに疑念をもたないよう振舞い、活動する必要があった。⁽⁶³⁾ トルコ社会の中で、トルコ民族やスンニ派ムスリムの価値感が反映された「トルコ・イスラーム」を、トルコ国民にとつての自然な「倫理」や「道徳」として教え込み、それらを啓蒙することで、宗務庁は、「国民連帯と統合」を担ってきたのである。

このようにブルデューによる支配関係の議論を参考にすれば、宗務庁が、単なる政治とは無縁の「行政による宗教・福祉サービス」ではないことが明確に分かる。宗務庁は、トルコでは「象徴的暴力」としても機能してきたのであり、物質的、精神的な両面から、トルコ国民の宗教心を支配・管理するためにその活動の幅を広げてきた。しかもそれらは、明確な強制力をもっているにもかかわらず、「純粋なムスリム」としての規範意識や道徳心を持ち出すことで、あるいは「公共秩序」の防衛という建前によって、国家による「暴力」ではないと認識させながら、トルコ国民に一方的に課されていく。宗務庁の地位や権能も自然なものであり、それらを疑い、挑みかかる者は「イスラーム原理主義組織」、「不当な宗教組織」、あるいは「テロ組織」だとみなされる。しかし宗務庁による支配の「暴力性」、「不当さ」、「不自然さ」は、国内のマイノリティー勢力、とくにアレヴィーやクルド人勢力によって徐々に暴き出されようとしている。加えて一般のトルコ国民からも、宗務庁が提供する言説・活動・サービスのみが正当であり、それ以外のものが不当な宗教活動だとみなされることには、先の宗務庁による宗教心の調査結果を鑑みても、反発が予想される。宗務庁は国民からの反発を招かない形で、「宗教詐取領域の閉鎖」を行っていかなければならないが、現は難しいと言わざるをえない。仮にそれらを強制的に実行するならば、それもまたトルコ社会の亀裂や分断をさらに拡大させることに繋がっていくだろう。ながらく宗務庁は、象徴的暴力として振舞うことが可能であった。その存在も活動も疑問視されてこなかった。しかし、その活動の幅が広がるにつれて、象徴的暴力から、明確な暴力・権力機関として、宗務庁が政治的な争点になることは避けられないのである。

八 結 語

本稿では以上のように、F E T Ö 事件後の宗務庁による公共秩序や、宗教心に対する捉え方、国民統合の課題に

関して考察してきた。ナオミ・クラインがいうように、壊滅的な出来事が発生した直後には、それらに「便乗」する形で、システムを抜本的に改革することが可能になる。⁽⁶⁴⁾ FETÖ 事件という、クーデター未遂と未曾有の宗教搾取事件を受けて、宗務庁はこれまでに自らの活動範囲を拡大することができた。しかも自らの正統性・正当性を強めることも可能となった。宗務庁からすれば、自らと競合する宗教勢力の影響力を削ぐこともまた、「自然な流れ」として認識させることが可能になった。今後も宗務庁は、公共秩序と一般道徳を防衛し、国民の日常生活への介入・関与を強めていくだろう。それが多民族多宗教国家であり、世俗国家であるトルコ共和国において、「国民連帯と統合」を逆に弱体化させることは十分に考えられる。⁽⁶⁵⁾ 国家の安全保障と、人々の宗教心の在り方が結びつけられることで、今後のトルコにおいては、ますます宗教が政治的な争点になっていくであろう。筆者もまた、これからのトルコの国民統合の推移を注視していきたい。

- (1) ギュレン運動は、寛容や異宗教間対話、近代性とイスラームの融和といった理念を掲げながら、主に若者への教育活動を行っているイスラーム復興運動である。そのネットワークやメンバーシップなどに関しては曖昧性もあり、一概に「ギュレン運動」の構成員がいるとは断定しづらい。「ギュレン系列」として、トルコ国内外に様々な企業、金融機関、メディア組織、教育機関があるとされている。
- (2) 本稿では国家機関の発言や視座に言及するさいには、「FETÖ」という呼称を用い、それ以外の場合は基本的に「ギュレン運動」という呼称を用いる。
- (3) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2017, "Sunuş," Diyanet İşleri Başkanlığı ed., *Dir İstisnalar*, Ankara: Diyanet İşleri Başkanlığı, 7p.
- (4) 本章及び、トルコにおける世俗主義や政教分離の特徴に関しては、鈴木慶孝、二〇二〇『トルコ国民』とは何か——民主化の矛盾とナショナル・アイデンティティー』慶應義塾大学出版会を参照されたい。
- (5) 「純粹 (sadece)」という表現は、トルコ建国の父アタテュルクが使用したもののだが、トルコの首都アンカラの宗務庁本部内にも掲げられている。

- (9) T. C. Anayasa Mahkemesi (T. C. AM), 1971, “Anayasa Mahkemesi Kararı: Resmi Gazete tarih/sayı:15. 6. 1972/14216: Esas Sayısı : 1970/53 : Karar Sayısı: 1971/76: Karar günü: 21/10/1971.” Kaya, Emir, 2018, *Secularism and State Religion in Modern Turkey: Law, Policy-Making and the Diyanet*, London : New York: I.B. Tauris.
- (7) より詳細なトルコのライクリッキや宗務庁の特徴に関しては、前掲の鈴木慶孝 (二〇二〇) の第三章を参照されたい。
- (8) 共和国初期のイスラームや道徳心の在り方や、イスラーム復興の歴史的な様相に関しては、日本語文献としては、新井政美編、二〇一三『イスラームと近代化——共和国トルコの苦闘』講談社などを参照されたい。
- (9) 論者によって「イスラーム政党」と評される、エルドアン大統領による公正発展党 (AKP) も、今日のように強権主義化する以前は、様々な解党危機に直面してきた。
- (10) Yüksel, İbrahim, 2019, Fetö Terör Örgütü Hakkında Emniyet Ve Diyanet Teşkilatının 15 Temmuz Sonrası Hazırladıkları Çalışmaların Sosyolojik Analizi, *AÜSBÜ*, 19 (15): 41-2p. トンネル自体は、ギョレン運動がテロ組織であると断定したうえで、記述を行っていることには留意されたい。彼は政府見解に沿って論述している。
- (11) 前掲 Yüksel, İbrahim (2019) .
- (12) Adalet ve Kalkınma Partisi, 2017, *15 Temmuz Milli İradenin Zaferi: Araştırma Raporu*, Ankara: Ak Parti Sosyal Politikalar Başkanlığı. 同報告書では「FETÖ 事件」を、かつてのトルコの独立戦争と同じ位置づけにしている。路上に繰り出した一部の国民が、クーデターに抵抗したことから、クーデターの失敗を、「国民の意志の勝利 (Milli İradenin Zaferi)」だとしている。
- (13) T. C. Dışişleri Bakanlığı, 2019, Fethullah Gülen and FETÖ: History, organizational structure and deeds of a clandestine crime syndicate, Ankara: T. C. Dışişleri Bakanlığı. Yükseköğretim Kurulu, 2018, 15 Temmuz ve Türk Yükseköğretimi, Ankara: Yükseköğretim Kurulu Başkanlığı. Yargıtay Cumhuriyet Başsavcılığı, 2018, Temmuz. 15. Türkiye’de Gerçekleşen 15 Temmuz Darbe Girişiminin Arkasındaki Fethullahçı Terör Örgütü (FETÖ), Ankara: Yargıtay Cumhuriyet Başsavcılığı.
- (14) 前掲 Yüksel, İbrahim (2019) が、宗務庁による資料や警察アカデミー庁の報告書 (2017c, 2018) の内容に言及しているため、こちらも参照されたい。しかし報告書に関しては、大半はその内容紹介に留まっている。そのため同報告書を含めて、国家機関による宗教搾取への視座をさらに読み取り、考察して行く必要がある。
- (15) Polis Akademisi Başkanlığı, 2018, Uluslararası Bir Tehdit Olarak Fetö: Polis Akademisi II. Uluslararası Güvenlik Sempozyumu

- Raporu, Ankara: Polis Akademisi Yayınları.
- (16) 一方で警察アカデミー庁の報告書で興味深いのは、警察自体も、キュレン運動の構成員を見つめることに苦慮している点である。キュレン運動のメンバーが誰であるのかはそもそも分からない上に、自白以外に客観的に確認しようがない。警察アカデミー庁によれば、使用してらるアプリやキュレン系列の銀行口座の出金記録などを「容疑者」に見当をつけてらるるらべ。Polis Akademisi Başkanlığı, 2017c, Yeni Nesil Terör Fetö'nün Analizi: Fetö Çalıştay Raporu, Ankara: Polis Akademisi Yayınları.
- (17) Polis Akademisi Başkanlığı, 2017a, A New Generation of Terrorism: An Analysis of FETÖ, Ankara: Polis Akademisi Yayınları. Polis Akademisi Başkanlığı, 2017b, Radicalization, Violent Extremism and Terrorism, Ankara: Polis Akademisi Yayınları. 福澤, Polis Akademisi Başkanlığı, (2017c).
- (18) 前掲, Polis Akademisi Başkanlığı (2017a). 前掲, Polis Akademisi Başkanlığı (2017c). Polis Akademisi Başkanlığı, 2019, FETÖ as an International Threat, Ankara: Polis Akademisi Yayınları.
- (19) Büyükkara, Ali Mehmet, 2017, "Söyleşi: Ali Aygün," Diyanet İşleri Başkanlığı ed., *Din İstisnaları*, Ankara: Diyanet İşleri Başkanlığı, 96-111p.
- (20) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2017, *Kendi Dilinden FETÖ, Örgütü Bir Din İstisnaları*, Ankara: Diyanet İşleri Başkanlığı Yayınları.
- (21) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2018, *FETÖ: Din İstisnalarının Arkasına Gizlenen Terör Örgütü*, Ankara: Diyanet İşleri Başkanlığı Yayınları, 33p.
- (22) キョレン運動に対する宗務庁の見解として、『*diyanet ayık dergisi*』の第三〇八号も参照されたい。宗務庁のウェブサイトに公開された文書。
- (23) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2016, Cuma Hutbeleri: En Büyük Bozgunculuk, Dinin Muazzez Değerlerini İstisna Etmektir. (29. 07. 2016), Ankara: Din Hizmetleri Genel Müdürlüğü. Diyanet İşleri Başkanlığı, 2017, Cuma Hutbeleri: Salâların Şahit Olduğu Direniş: 15 Temmuz. (14. 07. 2017), Ankara: Din Hizmetleri Genel Müdürlüğü. Diyanet İşleri Başkanlığı, 2018, Cuma Hutbeleri: Milletçe Yeniden doğuş: 15 Temmuz Cumamız Mübarek Olsun Aziz Müminler!. (13. 07. 2018), Ankara: Din Hizmetleri Genel Müdürlüğü. Diyanet İşleri Başkanlığı, 2019, Cuma Hutbeleri: 15 Temmuz'u Anmak, İhaneti Anlamak Muhtem Müslümanlar!. (12. 07. 2019), Ankara: Din Hizmetleri Genel Müdürlüğü. Diyanet İşleri Başkanlığı, 2020, 15 Temmuz ve Birlik

- Ruhu. (10. 07. 2019), Ankara: Din Hizmetleri Genel Müdürlüğü.
- (24) Bardakoğlu, Ali. 2017, "Dini Değerlerin Buharlaşması," *Diyanet İşleri Başkanlığı* ed., *Din İstisnaları*, Ankara; Diyanet İşleri Başkanlığı, 12-9p.
- (25) Görmez, Mehmet, 2016, "15 Temmuz Darbe Girişimi ve Din İstisnalarına Karşı Birlik, Dayanışma ve Gelecek Perspektifi" *Diyanet Aylık Dergisi* (308): 4-7p. Görmez, Mehmet, 2017, "Din İstisnaları," *Diyanet İşleri Başkanlığı* ed., *Din İstisnaları*, Ankara; Diyanet İşleri Başkanlığı, 8-11p.
- (26) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2016, "İslam Dünyası Sivil Toplum Kuruluşları Birliği heyetinden Diyanet'e ziyaret" *Haber Bülteni*, (309): 6p.
- (27) マリー・エルバシユは、一九六一年生まれのトルコの神学者、大学教授。イマーム・ハテップ校卒業後、一九八二〜九三年まで宗務庁のモスクの役人を務め、その間、修士号と博士号を取得。以降、主に大学教授・神学者としてキャリアを積んでいく。"Prof. Dr. Ali ERBAŞ" (<https://www.diyane.gov.tr/en-US/Person/PresidentDetail/10343/prof-dr-ali-erbash>) (最終アクセス二〇二〇年二月一八日)。
- (28) Erbaş, Ali, 2019, "Kavramların İstisnaları" (Retrieved December 6, 2019, <https://dergi.diyane.gov.tr/makaledetay.php?ID=32468>).
- (29) 詳細な記述は、宗務庁のウェブサイトを参考にされた。
- (30) Erbaş, Ali, 2017, *Göreve Başlama Mesajı*, (Retrieved December 5, 2019, <https://dergi.diyane.gov.tr/makaledetay.php?ID=30354>).
- (31) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2018, "24. İlahiyat ve İslami İlimler Fakülteleri Dekanlar Toplantısı Malaya'da başladı" (Retrieved December 7, 2019, <https://www.diyane.gov.tr/TR/Content/PrintDetail/11406>).
- (32) Erbaş, Ali, 2019, "Peygamberimiz ve Aile" (Retrieved December 6, 2019, <https://dergi.diyane.gov.tr/makaledetay.php?ID=32866>).
- (33) Özaflar, Emin Mehmet, 2016, "Milletin hukukuna sahip çıkmak en yüksek dini vebedir," *Diyanet Aylık Dergisi*, (308): 40-9p.
- (34) 編集 Diyanet İşleri Başkanlığı, 2019, *Cuma Hutbeleri: 15 Temmuz'u Anmak, İhaneti Anlamak Muhterem Müslümanları!*, (12.

07. 2019).
- (53) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2018, “Dini İstismar Eden Terör Örgütleriyle Mücadele Seminerleri” 40 ilde başlıyor” (Retrieved February 6, 2020, <https://www.diyaret.gov.tr/tr-Kurumsal/Detay/1459/dini-istismar-eden-teror-orgutleriyle-mucadele-seminerleri-40-ilde-basliyor>).
- (36) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2019, “Diyanet İşleri Başkanı Erbaş,” 6. Din Şurası “Kararlarını açıkladı.” (Retrieved February 4, 2020, <https://www.diyaret.gov.tr/tr-TR/Kurumsal/Detay/26146/diyaret-isleri-baskani-erbas-6-din-srasi-kararlarini-acikladi>).
- (37) 紺野 kaya, Emir (2018).
- (38) Aşlamacı, İbrahim, 2017, “Din Eğitim Politikası ve Uygulamalarında AK Parti'nin 15 Yılı,” İsmail Çağlar and Ali Aslan eds., *AK Parti'nin 15 Yılı*, İstanbul: SETA Kitapları, 181–209p.
- (39) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2019, “Gençlik ve Spor Bakanlığı ile Diyanet İşleri Başkanlığı arasında işbirliği protokolü imzalandı” (Retrieved February 4, 2020, <https://www.diyaret.gov.tr/tr-TR/Kurumsal/Detay/26173/genclik-ve-spor-bakanligi-ile-diyaret-isleri-baskanligi-arasinda-isbirligi-protokolu-imzalandi>).
- (40) T. C. Gençlik ve Spor Bakanlığı Yüksek Öğrenim Kredi ve Yurtlar Kurumu, 2018, Stratejik Plan: 2018–2022, Ankara: T. C. Gençlik ve Spor Bakanlığı.
- (41) 紺野 Diyanet İşleri Başkanlığı, 2019, “Gençlik ve Spor Bakanlığı ile Diyanet İşleri Başkanlığı arasında işbirliği protokolü imzalandı”.
- (42) Diyanet İşleri Başkanlığı, 2018, “Manevi Rehberlik ve Dini Danışmanlık Duyurusu: Öğrenci Yurtlarında Manevi Danışman Girevlendirilmesi ”. (Retrieved February 20, 2020, <https://samsun.diyaret.gov.tr/kavak/sayfalar/contentdetail.aspx?ContentId=295&MenuCategory=Kurumsal>).
- (43) Kesgin, Bedrettin and Meın Erdem, 2018, Türkiye’de Manevi Destek Hizmetlerinin Kurumsallaşması, *Bingöl Üniversitesi Sosyal Bilimler Enstitüsü Dergisi*, 8 (16) : 69–92p.
- (44) T. C. Cumhurbaşkanlığı Diyanet İşleri Başkanlığı, 2020, *Stratejik Plan 2019–2023: Güncellenmiş Versiyon* (2020), Ankara: Diyanet İşleri Başkanlığı.
- (45) 紺野 Aşlamacı, İbrahim (2017), 186–206p.

- (60) 加藤晴久、二〇一五『ブルデュー——戦う知識人』講談社、二二一—二五頁。
- (61) Bourdieu, Pierre, 1998, *La Domination Masculine*, Paris: Editions du Seuil (＝二〇一七、坂本さやか・坂本浩也訳『男性支配』藤原書店)、一二頁。また、引用文内における「」は訳文のままである。さらに、訳文内の「自然なもの」という表現は、訳文では強調が行われているが、本論の引用では強調部分は省略させていただいた。
- (62) 前掲 Bourdieu, Pierre『男性支配』(一九九八＝二〇一七)、五七—八頁。また、引用文内の「」は訳文のままである。
- (63) 前掲 Bourdieu, Pierre『男性支配』(一九九八＝二〇一七)における、男性支配や、その秩序形成にかかわる議論も参考。ムスリム社会は男性社会であることが大半だが、宗務庁もまた、その自然な支配・規範を通じて、トルコ社会の男女間の支配関係を固定化しているといえよう。
- (64) Klein, Naomi, 2007, *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, New York: Metropolitan Books. (＝二〇一七、幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン上——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』岩波書店。塩原良和、二〇一七『分断と対話の社会学——グローバル社会を生きたための想像力』慶應義塾大学出版会、一〇五—二〇頁。
- (65) 宗務庁は、「トルコ・イスラーム総合」によって、国内の民族・宗教的マイノリティの「トルコ民族化」、「スンニ派化」に与してきた。ギュレン運動に関しても、トルコ国家にとって好ましい宗教的同質性を維持するために、その排除に積極的に関与している。両者はともに、「国民連帯と統合」を司る宗務庁にとって、「トルコ国民の同質性」をめぐる問題を焦点としていることから、その位相を同じくするものである。

鈴木 慶孝 (すずき よしたか)

所属・現職 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員
 最終学歴 慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程 単位取得退学
 所属学会 日本中東学会、三田社会学会
 専攻領域 国際社会学、多文化共生研究、トルコ研究
 主要著作 『トルコ国民』とは何か——民主化の矛盾とナショナル・アイデンティティ』(慶應義塾大学出版会、二〇二〇年)